

平成30年の確定申告から
医療費控除の特例新設

平成二十八年度税制改正により、所得税・個人住民税の医療費控除に特例（セルフメディケーション税制）が設けられます。この特例は、平成三十年一月以降に行う確定申告から適用されます。

▼特例の内容

健康診査を受診するなどの取組を行っている方が、対象となる医薬品を年間一万二千元を超えて購入した場合に、所得税が一部還付されたり、翌年の個人住民税が減額されるものです。ご自身や生計をとにもする親族のため、平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間に特定の医薬品を購入した場合に対象になります。この特例と、現行の医療費控除の併用はできません。

▼対象者 その年に、健康の維持増進や疾病の予防のための取組（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドック、がん検診のいずれか）を行った方

▼対象となる医薬品

医療用から転用され、薬局等で販売されている「特定一般用医薬品」

※対象医薬品には共通の識別マークが表示されます。

※具体的な医薬品名な



どは、厚生労働省のホームページで確認できます。（「セルフメディケーション税制」等で検索）

▼控除の方法・金額

この特例の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。特例の適用を受ける方は、平成二十九年一月以降に購入したことがわかる対象医薬品のレシートや領収書（対象医薬品の購入金額が明記されているもの）と、健康診査等の取組をしたことを明らかにする書類（氏名、取組をした年などの記載のあるもの）を保管していただき、翌年、確定申告をしてください。その年に購入した対象医薬品の合計金額の一万二千元を超える部分の金額（上限額八万八千元）をその年の総所得金額から控除できます。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

未来につなぐ相続登記

名古屋法務局では現在、「未来につなぐ相続登記」として、相続登記を促進する取組を実施しています。土地や建物の所有者が亡くなられた場合は、町へ相続人代表者指定届出書を提出していただくとともに、法務局（登記所）で相続登記の申請をお願いします。▼問合せ 名古屋法務局（相続登記） ☎052・952・8111、町税務課課税係（相続人代表者指定届） ☎28・2434

非常勤職員募集

職 種	保育士	保育園調理員	放課後児童クラブ室 なかよし会指導員
業 務 内 容	町立保育園における保育業務 (0・1歳児補助、フリー)	町立保育園における給食調理	なかよし会(学童保育)児童の生活指導
募 集 人 員	若干名	1名	1名
勤 務 日	月曜日～金曜日(祝日等を除く)年に数回土曜日勤務あり(代休あり)	月曜日～金曜日(祝日等を除く)2か月に1回程度土曜日勤務あり(代休あり)	月曜日～金曜日(祝日等を除く)月に1回程度土曜日勤務あり
勤 務 時 間	午前8時30分～午後4時15分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時15分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	午後1時30分～午後6時30分 土曜日・夏休み・冬休み・学校の代休日は、午前8時～午後6時30分の間に必要な時間
賃 金	時間給1,070円 ※交通費は2km以上別途支給	時間給870円 ※交通費は2km以上別途支給	時間給930円 (午前8時～午前8時30分、午後5時30分～午後6時30分は時間給1,020円) ※交通費は2km以上別途支給
その他の条件	豊山町非常勤職員等に関する取扱要綱によります。通勤距離2km未満の方は、自動車通勤不可。65歳までの方。		
応 募 資 格	保育士の有資格者で2月1日(水)から勤務できる方	2月1日(水)から勤務できる方	
提 出 書 類	市販の履歴書(写真付き)、保育士証の写し	市販の履歴書(写真付き)	
申 込 み	1月13日(金)までに役場1階5番窓口福祉課に持参するか郵送(当日消印有効)してください。 郵送先：〒480-0292(所在地記載不要) 豊山町福祉課子育て支援係		
問 合 せ	福祉課子育て支援係 28・0936		